

各 位

会 社 名 ザ・パック株式会社

代表者名 代表取締役社長 仲 村 直 樹

(コード番号3950、東証プライム市場)

問合せ先 取締役コーポレート本部長 下 村 郁 夫

電話番号(06)4967-1221

株式の売出しに関するお知らせ

当社は、2025年8月29日開催の取締役会において、当社普通株式の売出しに関し、下記のとおり決議 いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 株式売出し		(引受	人の	更取り	受けによる売出し)		
(1)	売	出	株	式	\mathcal{O}	当社普通株式	3,720,400 株
	種	類	及	CK	数		
(2)	売	出	人	及	び	株式会社三菱U	F J銀行
	売	出	株	式	数	丸紅株式会社	
						三菱UFJ信託	銀行株式会社

926, 700 株 762, 700 株

三菱UFJ信託銀行株式会 大和ハウス工業株式会社 603,900 株 525,000 株

株式会社三井住友銀行 損害保険ジャパン株式会社 396, 900 株 276, 900 株 126, 000 株

三井住友信託銀行株式会社 丸紅フォレストリンクス株式会社

102,300 株

(3) 売 出 価 格

未定(日本証券業協会の定める有価証券の引受け等に関する規則第25条に規定される方式により、2025年9月8日(月)から2025年9月10日(水)までの間のいずれかの日(以下「売出価格等決定日」という。)の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値(当日に終値のない場合は、その日に先立つ直近日の終値)に0.90~1.00を乗じた価格(1円未満端数切捨て)を仮条件として、需要状況を勘案した上で、売出価格等決定日に決定される。)

(4) 売 出 方 法

三菱UF Jモルガン・スタンレー証券株式会社(以下「引受人」という。) に全株式を買取引受けさせた上で売出す。

売出しにおける引受人の対価は、売出価格から引受人より売出人に支払われる金額である引受価額を差し引いた額の総額とする。

(5) 申 込 期 間

売出価格等決定日の翌営業日から売出価格等決定日の2営業日後の 日まで。

(6) 受 渡 期 日

売出価格等決定日の5営業日後の日

(7) 申 込 証 拠 金

1株につき売出価格と同一の金額とする。

ご注意: この文書は、当社株式の売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する株式売出目論見書及び訂正事項分(作成された場合)をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

- (8) 申 込 株 数 単 位 100 株
- (9) 売出価格、その他引受人の買取引受けによる売出しに必要な一切の事項の決定については、代表取締役社長 仲村 直樹に一任する。
- 2. 株式売出し(オーバーアロットメントによる売出し)(後記<ご参考>2. を参照のこと。)
- (1) 売 出 株 式 の 当社普通株式 558,000 株

種 類 及 び 数 (上記売出株式数は上限を示したものであり、需要状況により減少し、又はオーバーアロットメントによる売出しそのものが全く行われない場合がある。なお、売出株式数は、需要状況を勘案した上で、売出価格等決定日に決定される。)

- (2) 売 出 人 三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社
- (3) 売 出 価 格 未定(売出価格等決定日に決定される。なお、売出価格は引受人の買 取引受けによる売出しにおける売出価格と同一とする。)
- (4) 売 出 方 法 引受人の買取引受けによる売出しにあたり、その需要状況を勘案した 上で、三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社が当社株主から 558,000 株を上限として借入れる当社普通株式の売出しを行う。
- (5) 申 込 期 間 引受人の買取引受けによる売出しにおける申込期間と同一とする。
- (6) 受 渡 期 日 引受人の買取引受けによる売出しにおける受渡期日と同一とする。
- (7) 申 込 証 拠 金 1株につき売出価格と同一の金額とする。
- (8) 申 込 株 数 単 位 100 株
- (9) 売出価格、その他オーバーアロットメントによる売出しに必要な一切の事項の決定については、 代表取締役社長 仲村 直樹に一任する。

くご参考>

1. 株式売出しの目的

本邦企業においては、コーポレートガバナンス・コードに対する取り組みなどから、政策保有株式を見直す動きが進んでいます。今般、一部の株主様より、当社株式を売却したい旨の意向を確認したことから、当社株式の円滑な売却を実現するため、上記株式売出しを実施いたします。今回の株式売出しにより、浮動株比率を高めるとともに、株主層の拡大を通じて、中長期的な企業価値の向上を目指すものであります。

2. オーバーアロットメントによる売出し等について

オーバーアロットメントによる売出しは、引受人の買取引受けによる売出しにあたり、その需要状況を勘案した上で、引受人の買取引受けによる売出しの主幹事会社である三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社が当社株主から 558,000 株を上限として借入れる当社普通株式の売出しであります。オーバーアロットメントによる売出しの売出株式数は、558,000 株を予定しておりますが、当該売出株式数は上限の売出株式数であり、需要状況により減少し、又はオーバーアロットメントによる売出しそのものが全く行われない場合があります。

なお、オーバーアロットメントによる売出しが行われる場合、三菱UF J モルガン・スタンレー証券株式会社は、引受人の買取引受けによる売出しの対象となる株式とは別に、オーバーアロットメントによる売出しの売出株式数を上限として追加的に当社普通株式を取得する権利(以下「グリーンシューオプション」という。)を、引受人の買取引受けによる売出し及びオーバーアロットメントによる売出しの受渡期日から 2025 年 10 月 10 日(金)までの間を行使期間として上記当社株主から付与されます。また、三菱UF J モルガン・スタンレー証券株式会社は、引受人の買取引受けによる売出し及びオー

ご注意: この文書は、当社株式の売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する株式売出目論見書及び訂正事項分(作成された場合)をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

バーアロットメントによる売出しの申込期間の終了する日の翌日から 2025 年 10 月 10 日(金)までの間(以下「シンジケートカバー取引期間」という。)、上記当社株主から借入れた株式(以下「借入れ株式」という。)の返還を目的として、株式会社東京証券取引所においてオーバーアロットメントによる売出しに係る株式数を上限とする当社普通株式の買付け(以下「シンジケートカバー取引」という。)を行う場合があります。三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社がシンジケートカバー取引により取得した全ての当社普通株式は、借入れ株式の返還に充当されます。なお、シンジケートカバー取引期間内において、三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社の判断でシンジケートカバー取引を全く行わず、又はオーバーアロットメントによる売出しに係る株式数に至らない株式数でシンジケートカバー取引を終了させる場合があります。

さらに、三菱UF Jモルガン・スタンレー証券株式会社は、引受人の買取引受けによる売出し及びオーバーアロットメントによる売出しに伴い安定操作取引を行うことがあり、かかる安定操作取引により買付けた当社普通株式の全部又は一部を借入れ株式の返還に充当することがあります。

上記のとおりシンジケートカバー取引及び安定操作取引により取得して返還に充当後の残余の借入れ株式は、三菱UF J モルガン・スタンレー証券株式会社がグリーンシューオプションを行使することにより返還されます。

なお、オーバーアロットメントによる売出しが行われるか否か及びオーバーアロットメントによる売出しが行われる場合の売出株式数については、売出価格等決定日に決定されます。オーバーアロットメントによる売出しが行われない場合は、三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社による上記当社株主からの当社普通株式の借入れ、当該株主から三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社へのグリーンシューオプションの付与及び株式会社東京証券取引所におけるシンジケートカバー取引は行われません。

3. ロックアップについて

引受人の買取引受けによる売出しに関連して、売出人である株式会社三菱UFJ銀行及び当社株主である公益財団法人森田記念福祉財団は三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社に対し、売出価格等決定日に始まり、引受人の買取引受けによる売出しの受渡期日から起算して 180 日目の日に終了する期間(以下「ロックアップ期間」という。)中、三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社の事前の書面による同意なしには、当社普通株式の売却等(ただし、引受人の買取引受けによる売出しによる売却等を除く。)を行わない旨合意しております。

また、当社は三菱UF Jモルガン・スタンレー証券株式会社に対し、ロックアップ期間中、三菱UF Jモルガン・スタンレー証券株式会社の事前の書面による同意なしには、当社普通株式の発行若しくは処分、当社普通株式に転換若しくは交換され得る有価証券の発行又は当社普通株式を取得若しくは受領する権利を表章する有価証券の発行等(ただし、株式分割による当社普通株式の発行、ストックオプションとして付与した新株予約権の行使による当社普通株式の発行若しくは処分及び社員持株会向け譲渡制限付株式インセンティブ制度に基づく譲渡制限付株式としての当社普通株式の処分等を除く。)を行わない旨合意しております。

なお、上記のいずれの場合においても、三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社は、ロックアップ期間中であってもその裁量で当該合意の内容を一部又は全部につき解除できる権限を有しております。

4. 自己株式の取得について

当社は、2025年2月12日(水)開催の取締役会において、中期経営計画における資本政策の一環として、株主還元の強化及び資本効率の向上等を図るため、以下のとおり、自己株式の取得に係る事項を決議しております。

取得に係る事項の内容

- (1) 取得対象株式の種類 普通株式
- (2) 取得し得る株式の総数 900,000株 (上限) (注) 1、2

(発行済株式総数(自己株式を除く)に対する割合1.60%)

(3) 株式の取得価額の総額 10億円(上限)(注)1

ご注意:この文書は、当社株式の売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する株式売出目論見書及び訂正事項分(作成された場合)をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

(4) 取得期間 2025年2月13日から2025年12月31日まで

(5) 取得方法 東京証券取引所における市場買付け

(自己株式立会外買付取引 (ToSTNeT-3) を含む)

- (注) 1 市場動向等により一部又は全部の取得が行われない場合があります。
 - 2 当社は、2025年6月30日を基準日、同年7月1日を効力発生日として、普通株式1株につき3株の割合で株式分割(以下「本株式分割」という。)を行いました。これに伴い、取得し得る株式の総数については、300,000株(上限)から本株式分割の比率に応じた900,000株(上限)に変更しております。

2025年2月13日(木)から2025年8月29日(金)まで(以下「対象期間」という。)の自己株式の取得等の状況につきましては、以下「自己株式の取得等の状況」をご参照ください。

なお、対象期間において当該決議に基づく自己株式の取得実績はありませんでした。また、日本取引所自主規制法人による自己株式等の取得に関するガイドラインの趣旨に鑑み、2025 年 8 月 29 日 (金)から引受人の買取引受けによる売出しに係る受渡期日までにつきましては、当該決議に基づく自己株式の取得を差し控えます。

自己株式の取得等の状況

(1) 取得の状況

2025年8月29日現在

区分	株式数(株)		価額の総額(円)
取締役会(2025年2月12日)での決議状況 (取得期間 2025年2月13日~2025年12月31日)	900,000(注)		1, 000, 000, 000
対象期間における取得自己株式(取得日)	一月一日	_	_
計		_	_
自己株式取得の進捗状況 (%)		_	_

(注) 本株式分割に伴い、300,000 株から900,000 株に変更しております。

(2) 保有の状況

2025年7月31日現在

保有状況	株式数(株)
発行済株式総数	59, 700, 000
保有自己株式数(注)	3, 306, 948

(注)「保有自己株式数」には、単元未満株式の買取請求により取得した自己株式を含んでおります。

以 上

ご注意: この文書は、当社株式の売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する株式売出目論見書及び訂正事項分(作成された場合)をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。